

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	京都府立心身障害者福祉センター	施設種別	施設入所支援・生活介護
評価機関名	一般財団法人社会的認証開発推進機構		

2023年4月26日

総 評

京都府立心身障害者福祉センターは、京都府が設置し、社会福祉法人京都府社会福祉事業団が運営する障害者入所・生活介護事業所です。本事業所は、主に身体障害者の自立と社会参加を促進する目的で1977（昭和52）年に設立されましたが、同年に創立された本法人がその始期より運営を受託しており、現在は指定管理者制度により引き続き運営にあたっています。京都府におけるセンター設立の目的には、「総合的に養護、医療、指導、訓練等を行い、もって心身障害者の社会参加能力を高める」ことが掲げられ、その具体化として設置5年後には同敷地内に附属リハビリテーション病院を、さらにその1年後には附属体育館を開設し、一体的な運営と活用がなされてきました。

法人の理念には、「利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者に選ばれる施設であること」や「地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること」など4点を掲げています。また、事業所の運営方針には、「人権の尊重」「安心・快適で質の高い暮らし」「身体機能・生活能力の維持・向上」「加齢や傷病による利用者の体調の変化に注意し、必要な医療や介助を行う」といったベーシックな部分の充実を掲げた上で、そのために必要な「職員研修の充実」「マニュアルの策定・更新の実施」、さらには「利用者の希望に添った多彩なプログラムを用意し、利用者満足度の向上に努める」ことや、「地域とのつながりを強化する」ことまで、法人の理念とも整合性のとれた、事業所の進むべき道を示す目標が設定されています。

障害者自立支援法以降、身体障害者に限らず、精神・知的・発達障害のある方にも利用対象が広がったことを受けて、現在では入所者の約半数に何らかの重複障害を持たれた方があり、常時の介護はもとより、精神・知的障害、高次脳機能障害などの専門的な支援スキルを要する状況があります。直近の集計では、入所者の平均年齢は約60歳、障害支援区分は9割以上が区分5・6と、重度高齢化の傾向が否めません。本評価の受診に際し、施設長の説明では「最重度の方の為の最も必要とされる施設」という言葉とともに、京都府内には同種の施設はわずか8施設・利用者定員400人弱であり、本当に必要な方にサービスが届いているかという課題意識を常に念頭に置いているとお聞きしました。それゆえに、現に入所されている方の生活や能力向上は当然ながら、地域からの短期入所・デイサービスの受け入れ促進、施設から地域への移行が施設としてのミッションであると認識し、職員の確保育成、地域資源を活用したプログラムの充実など具体的な取組みが進行しています。

本評価基準において、法人・事業所としての体制整備は高い水準に達していると言えますが、一部、マニュアル等の整備や見直しでは改善が望まれる点が残されています。また、建物設備の老朽化への対応も、中長期的には必須の事項となります。今後も、法人の示すビジョンと一体的に、事業所のビジョンやミッションを明確にし、着実に歩みを進められることを期待しています。

<p>特に良かった点(※)</p>	<p>I-3-(1)中・長期的なビジョンと計画が明確にされている 法人としての中・長期的なビジョンは、法人の目指すべき方向、重点改善策と具体化及び事業所ごとの事業計画として適切に策定されています。また、利用者アンケートの分析により、利用者満足度の向上に対する数値目標を設定するなど、中・長期ビジョンが単年度事業計画においても反映され、進捗管理会議にて実施成果の確認がなされている状況は高く評価できます。</p> <p>II-2-(1)福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制整備 「きょうと福祉人材育成認証制度」の上位認証を取得され、法人内に「戦略的人材確保検討会議」を設置し、人材の確保や定着に関する具体的な取組みを検討しています。人材育成に関しては、人事考課、研修体系、エルダー制度、キャリアパスを4つの柱として取り組まれている他、事業所として、資格取得に向けた有志の勉強会があること、また、法人共通のキャリアパスとは別に事業所独自のキャリアパスを設定し、計画的に研修や人材育成に取り組まれている状況を聞き取りました。法人・事業所それぞれのレベルにおいて人材の確保や育成に前向きに取り組まれている状況は高く評価できます。</p> <p>III-1-(3)障害のある本人のニーズの充足に努めている 年に1度の利用者を対象とした「満足度調査」の実施や「利用者の声を聴く会」を通して、障害のある本人のニーズの充足についての調査や把握を行っているほか、施設内の「意見箱」の設置により、相談や意見を述べやすい環境を整備していることを確認しました。家族に対しても、年に4回の施設広報誌「あしはら」を郵送するほか、個別に電話やメール等で相談等に応じていることを聞き取りました。本人及び代弁者としての家族の意向を適切に汲み取る姿勢は高く評価できます。</p> <p>A-2-(1)意思の尊重とコミュニケーション 障害のある本人に合わせたコミュニケーション手段は、「支援実施書」に記載し、職員間で共有しています。本人の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援を行うため、内部研修として「おむつフィッター講座」を実施していることを確認した他、外部研修として高次脳機能障害の研修を職員が受講しており、専門的な学びを深めていることを聞き取りました。目の前におられる利用者の状況に応じたコミュニケーションの充実を図る姿勢と実践は、高く評価できます。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p>III-1-(2)福祉サービスの提供に関する説明と同意 福祉サービスの開始・変更にあたっては、「パンフレット」や「生活のしおり」で写真等を用いてわかりやすく説明していることが確認できました。サービス内容については、「重要事項説明書」や「利用契約書」に記載されていることが読み取れましたが、意思決定が困難な利用者の配慮についてルール化されているとまでは言えませんでした。利用者の状態像からも、今一度、意思の汲み取りや意思決定の支援に関わる配慮等について、一定のルール化を進められる取組みに期待します。</p> <p>III-1-(4)障害のある本人が意見等を述べやすい体制の確保 苦情解決の仕組みについて、「苦情解決実施要領 苦情解決マニュアル」にて相談や意見を受けた際の対応策等について定めていますが、マニュアルの定期的な見直しが確認できませんでした。改定の必要がない場合であっても、職員が定期的にマニュアルに目を通す工夫の一つとして活用されてはどうか。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【障害事業所版】 評価結果対比シート

受診施設名	京都府立心身障害者福祉センター
施設種別	施設入所支援・生活介護
評価機関名	社会的認証開発推進機構
訪問調査日	2023年2月20日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念、基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	A
[自由記述欄]					
I-1-(1) 理念・基本方針は、ホームページやパンフレットに掲載されている他、施設内に掲示されている。また、毎朝のミーティングにおいて理念を唱和し、周知及び定着が図られている状況を聞き取ることができた。さらに、情報共有ネットワークシステム「ガルーン」上での閲覧が可能な状態にある他、職員が携行している名札裏にも記載されている。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 法人として事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A	A
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	A
[自由記述欄]					
I-2-(1) 全国及び近畿身体障害者福祉施設協議会、京都府障害厚生施設協議会、城陽市障害者地域自立支援協議会等の会議や連携において、地域のニーズやデータを収集し経営環境の変化や状況に関して、適切に対応されている。そのデータ分析結果等は施設長がまとめて、四半期ごとに法人に報告がなされている。さらに主任以上で構成されている運営会議や毎月の職員会議で共有が図られている。情報共有ネットワークシステム「ガルーン」を活用して、データでの共有・周知が図られている状況を聞き取ることができた。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 法人として中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	A	A
		5	② 中・長期のビジョンを踏まえた単年度の計画が策定されている。	A	A
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	A
		7	② 事業計画は、障害のある本人等に周知され、理解を促している。	A	A
[自由記述欄]					
I-3-(1) 法人としての中・長期的なビジョンは、第4期指定管理(2021~2025年度)期間において、法人の目指すべき方向、重点改善策と具体化及び事業所ごとの事業計画として策定されている。同事業所のビジョンについても本計画内において検討されている事項を確認することができた。また、利用者アンケートの分析により、利用者満足度の向上に対する数値目標を設定するなど、中・長期ビジョンが単年度事業計画においても適切に反映され、進捗管理会議にて実施成果の確認がなされている状況をうかがうことができた。 I-3-(2) 職員会議などで定期的に職員の意見や利用者の声をくみ上げるとともに、進捗・実施状況の評価・分析、見直しを行い、次年度の事業計画へ反映させている。また利用者に対しては、2ヶ月に1回程度開催する「利用者の声を聴く会」にてわかり易く説明する他、掲示文書にはルビをふって掲示するなどの工夫にも取り組まれている。コロナ禍以降は小グループに分けて実施している等の状況を聞き取ることができた。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	A	A
		9	② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	A	A
[自由記述欄]					
I-4-(1) 第三者評価を3年に1度定期的に受診している他、毎年同じ基準を用いて自己評価を行い、その評価結果を分析・検討する機会を設け、組織的に取り組まれている状況を聞きとることができた。また、毎年の自己評価だけではなく、利用者の満足度調査や嗜好調査など、サービスの向上を意図して定期的に取り組まれている。その他、「苦情解決連絡調整委員会」の開催や「利用者の声を聴く会」を開催するなど、具体的かつ計画的な取組が組織的に行われている。					

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	A	A
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	A
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組にリーダーシップを発揮している。	A	A
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組にリーダーシップを発揮している。	A	A

[自由記述欄]

II-1-(1) 法人広報誌「ふれあい」で表明されている法人理事長の責任と役割の意を受けて、管理者は事業所内の職員会議や運営会議、施設広報誌にて自らの役割や責任、決意を表明している。通常時だけでなく、災害時における管理者の役割と責任についても「地震発生時対応マニュアル」にて明確化されている。
 遵守すべき法令については、管理者自らが関連法令の把握とリスト化に努められ、法人内情報共有ネットワークシステム「ガルーン」を活用して共有が図られている。
 II-1-(2) 管理者は、運営会議や職員会議に参加するとともに、「利用者の声を聴く会」から出された意見を分析・評価のうえ、実践現場への提案や指導を行うなど、福祉サービスの質の向上に積極的に取り組んでいる。また、人事、労務、財務等経営環境の把握に努めるとともに、運営会議や職員会議等を通じて職員に対しても周知を図り、現場の意識向上に取り組んでいる。異動希望や人員配置のミスマッチを防ぐため、人事考課の面談や異動の面談をそれぞれ実施している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・養成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	A	A
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	A
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	A

[自由記述欄]

II-2-(1) 「きょうと福祉人材育成認証制度」では、上位認証を取得されている。「法人内戦略的人材確保検討会議」を設置し、人材の確保や定着に関する具体的な取組を検討している。また、事業計画において、法定配置基準の確認や組織における定数の協議が行われている。人材育成に関しては、人事考課、研修体系、エルダー制度、キャリアパスを4つの柱として取り組まれている。事業所では、インフォーマルではあるが、資格取得に向けた有志の勉強会があり、現在も取り組まれている状況を聞き取ることができた。また、法人共通のキャリアパスとは別に事業所独自のキャリアパスを設定し、計画的に研修や人材育成に取り組まれている。
 II-2-(2) 職員の就業状況や意向を把握するため、人事ヒアリング（全員に対する個別面接）を実施し、把握に努めている。「京都府福祉職場活性化プログラム（職員アンケートを用いて職員の職場や仕事に対する思いを見える化）」を2017年度から取り組んでいる。職員に対するストレスチェックを実施するほか、メンタルヘルス研修の受講や医師による面接指導を推奨している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・養成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	A	A
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	A
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	A
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	A	A

[自由記述欄]						
<p>II-2-(3) 法人独自の人事考課制度が構築されており、年間スケジュールに基づき管理者が年3回(期首・中間・期末)職員一人ひとりに対して面談を行っている。「キャリアパス4つの柱」に基づき、職員に求める専門性や専門資格についての基本方針を設け、計画的な研修等に取り組み、成果の発揮を目指している。また、受講した研修については、「法人実践研究発表会」を開催し、報告及び共有の場を設けている。</p> <p>II-2-(4) エルダー制度を運用し、新人職員の教育研修を実施している。資格取得に向けて、有志の勉強会が開催されるなど、職員間の連携が図られている状況を聞き取ることができた。その他、年間契約している「eケアラボ(動画配信型研修)」が活用され、コロナ禍においても研修受講促進の工夫が見受けられた。</p>						

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	A	A
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	A	A

[自由記述欄]						
<p>II-3-(1) 事業終了報告や決算報告等を紙ベースにして、内部だけではなく各種関係機関へも報告している。ホームページの他、法人広報誌「ふれあい」、施設広報誌「あしはら」にて理念や基本方針・事業活動を掲載し、関係機関や関係団体に配布するなど、情報の公開に積極的に努めている。公正かつ透明性の高い適正な経営・運営にむけて、就業規則他、各種関連諸規程を整備し、評価・見直しに取り組んでいる。会計業務は法人事務局が一括で行っており、毎月、顧問公認会計士のチェック及び助言を受けている。事業に対する専門家によるチェック体制では、外部専門委員を設置して「利用者の声を聴く会」に参画してもらっている。権利擁護・サービス向上の視点の他、事業計画やその進捗を中心とした内容でチェックや助言を受けていることが聞き取れた。</p>						

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 障害のある本人と地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	A
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A	A
	25	① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A	
	26	① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	A	A	
	27	② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	A	A	

[自由記述欄]						
<p>II-4-(1) 地域との関わり方についての基本的な考え方は文書化され、事業所内に掲示されている。地域と関わる実践について、利用者自身が講師となり小学生を対象に講演をする機会を設けるなどの取組み事例を聞き取ることができた。ボランティア受入れに関する基本姿勢及びマニュアルが策定されている。近隣の大学生を対象としたボランティア参加への呼びかけやボランティア交流会なども実施していたが、コロナ禍において一時中断した状態にある。</p> <p>II-4-(2) 利用者の状況に応じて対応できる社会資源リストを閲覧できるように取り組んでいる。城陽市障害者地域自立支援協議会に参加し連携を図っているほか、利用者の日中生活介護機関との協議連絡ネットワーク会議を設けている。さらに、城陽市障害者スポーツ協議会への参加も行っている。</p> <p>II-4-(3) コロナ禍前までは「秋のあしはらフェスタ」等の行事に地域住民を招待し、地域の小中学校の児童及び生徒の体験受け入れを行うほか、車いす講習会及び利用者によるオンライン講演会に取り組まれている状況を聞き取ることができた。地域福祉ニーズに基づく公益的な事業活動として、「城陽市福祉ふれあいまつり」で、施設パンフレットの設置や福祉相談を行っていた。また、法人主催の介護技術研修「おうちDE介護」を地域向けに開催するなどの取組み事例も聞き取ることができた。</p>						

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 障害のある本人を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 障害のある本人を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A	A
		29	② 障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	A	A
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	A
		31	② 福祉サービスの開始・変更にあたり障害のある本人(家族・成年後見人等含む)にわかりやすく説明している。	A	B
		32	③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A	A

[自由記述欄]

Ⅲ-1-(1) 障害のある本人を尊重した福祉サービスの提供について、法人の理念に記載されているほか、「京都府社会福祉事業団職員倫理綱領」を職員会議で確認し、職員が理解し実践できるように取り組んでいることを聞き取った。また、「ケアマニュアル」が策定されており、一定の水準で障害のある本人を尊重した福祉サービスを実施できるように反映されている。

障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護については、一部の居住スペースの個室化や、トイレ設備を改善するなどの取組みとともに、「令和4年度新規採用職員研修」の一部としてプライバシー保護に関する研修を行っていることを確認した。

Ⅲ-1-(2) 利用希望者に対する福祉サービス選択に必要な情報を法人ホームページに掲載するとともに施設概要を示した動画(WEB見学会)も作成して公開するなど、積極的に情報提供を行っていることを確認した。

福祉サービスの開始・変更にあたっては、「パンフレット」や「生活のしおり」で写真等を用いてわかりやすく説明していることが確認できた。サービス内容については、「重要事項説明書」や「利用契約書」に記載されていることが読み取れたが、意思決定が困難な利用者の配慮についてルール化されているとまでは言えず、通番31は自己評価AをBとした。

福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたって、サービス内容の継続性を担保するため、「退所に向けた支援」というマニュアルを作成しており、「引き継ぎ書」にて他事業所へのスムーズな引き継ぎができるように配慮した対応を行っていることを確認した。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(3) 障害のある本人のニーズの充足に努めている。	33	① 障害のある本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A	A
		Ⅲ-1-(4) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。	34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A
	35		② 障害のある本人からの相談や意見に対して把握する仕組みがあり、組織的かつ迅速に対応している。	A	B
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	A	A
		37	② 感染症の予防や発生時における障害のある本人の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	A
		38	③ 災害時における障害のある本人の安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	A

[自由記述欄]					
<p>Ⅲ-1-(3) 年に1度の利用者を対象とした「満足度調査」の実施や「利用者の声を聴く会」を通して、障害のある本人のニーズの充足についての調査や把握を行っているほか、施設内の「意見箱」の設置により、相談や意見を述べやすい環境を整備していることを確認した。家族に対しても、年に4回の施設広報誌「あしはら」を郵送するほか、個別に電話やメール等で相談等に応じていることを聞き取った。</p> <p>Ⅲ-1-(4) 苦情解決の仕組みについて、「苦情解決実施要領 苦情解決マニュアル」を策定し、責任者や受付担当者、第三者委員の設置等、苦情解決の体制が整備されていることを確認した。また、年に2回、外部の専門家で構成する第三者委員会を開催し、苦情相談内容とその対応について意見をもらうことで、福祉サービスの質の向上に取り組んでいることを聞き取った。</p> <p>「苦情解決実施要領 苦情解決マニュアル」にて相談や意見を受けた際の対応策等について定めているが、定期的な見直しができおらず、通番35は自己評価AをBとした。</p> <p>Ⅲ-1-(5) リスクマネジメントについて、月に1度、「事故防止委員会」を開催し、ヒヤリハット事例の改善策や再発防止策を検討していることを「令和4年度事故防止委員会」、「ひやり・はっと報告書」にて確認した。</p> <p>感染症の予防や発生時の体制整備については、「感染症対応マニュアル」を策定して管理体制を整備し、感染症の予防策や発生時の対応が定められていることを確認した。</p> <p>災害時における安全確保について、「地震発生時対応マニュアル」を策定し、災害時の対応体制や障害のある本人及び職員の安否確認の方法が定められていることを確認した。また、年に2回の避難訓練を消防署の協力のもと実施し、その際に災害時の安全確保に関する助言を得ていることを聞き取った。</p>					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの一定の水準を確保するための実施方法が確立している。	39	① 提供する福祉サービスについて一定の水準を確保するための実施方法が文書化され福祉サービスが提供されるとともに見直しをする仕組みが確立している。	A	A
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	40	① アセスメントに基づく個別支援計画等を適切に策定している。	A	A
		41	② 定期的に個別支援計画に基づく評価・見直しを行っている。	A	A
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	42	① 障害のある本人に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	A	A
		43	② 障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。	A	A

[自由記述欄]					
<p>Ⅲ-2-(1) サービス提供において一定の水準を確保するため、業務マニュアルにて提供するサービスの標準的な実施方法が文書化されている。「事故防止マニュアル『与薬マニュアル』」の作成にあたって、与薬の実施方法の検証・見直しを行い、誤薬防止に努めていることを聞き取った。</p> <p>Ⅲ-2-(2) アセスメントに基づく個別支援計画は、半年に1度見直しを行っていることを「ケースファイル」内の「支援計画書」、「支援実施書」で確認した。個別支援計画の見直しにあたっては、他職種連携でケアプラン会議を実施し、適切なアセスメントが行われていることを聞き取った。また、個別支援計画の作成にあたっては、職員全員が一定の水準で作成できるように、OJTで指導を行っていることを聞き取った。</p> <p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施状況は、業務支援ソフト「福祉見聞録」にて統一された様式で支援記録が作成され、職員間で情報共有がなされていることを確認した。</p> <p>障害のある本人に関する記録の管理について、「文書規程」が策定され、保存・保管・破棄等の規則が定められている。また、個人情報保護についても、「心身障害者福祉センター障害者支援施設に係る個人情報保護マニュアル」に基づき取り扱っていることを確認した。</p>					

A 障害のある本人を尊重した日常生活支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 支援の基本理念	A-1-(1) 自立支援	44	① 障害のある本人の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	A	A
	A-1-(2) 権利擁護	45	① 障害のある本人の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	A	A
	A-1-(3) ノーマライゼーションの推進	46	① 誰もが当たり前暮らしの社会の実現に向けた取組を行っている。	A	A

[自由記述欄]				
<p>A-1-(1) 日中活動において、障害のある本人の自己決定を尊重し、外部の事業所への日中通所の積極的な利用や事業所内のパソコン利用を希望に沿って調整しているなどの具体的なエピソードのほか、衣服の選択について障害のある本人の意思や希望、個性を尊重し、衣服の選択が難しい利用者にはご家族や業者に依頼していることを聞き取った。</p> <p>A-1-(2) 「身体拘束禁止マニュアル」を策定し、法令に基づき例外的に実施する場合の具体的な手続きと実施方法を明確に定め運用していることを確認した。外部の専門家を招いての権利擁護に関する勉強会を企画していることを聞き取った。また、障害のある本人の権利擁護について学習する機会を設けていることが伺えた。</p> <p>A-1-(3) 誰もが当たり前暮らしの社会の実現に向けた取組みについて、生活単位を居室ごとに設定し環境整備を行っていることや、外部団体主催のノーマイゼーションに関するシンポジウムにも施設として登壇した。</p>				

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(1) 意思の尊重とコミュニケーション	47	① 障害のある本人（子どもを含む）の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	A	A
		48	② 障害のある本人の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	A	A
		49	③ 障害のある本人の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援を行っている。	A	A
	A-2-(2) 日常的な生活支援及び日中活動支援	50	① 個別支援計画に基づく日常的な生活支援及び日中活動の支援を行っている。	A	A
	A-2-(3) 生活環境	51	① 障害のある本人の快適性と安心・安全に配慮した環境が確保されている。	A	A

[自由記述欄]				
<p>A-2-(1) 障害のある本人の心身の状況に応じて、会話以外にも文字盤や〇×方式などの様々なコミュニケーション手段を用いて工夫し、実践していることを聞き取った。障害のある本人に合わせたコミュニケーション手段は、「支援実施書」に記載し職員間で共有している。障害のある本人からの相談窓口として、2か月に1度、「利用者の声を聴く会」を開催しているほか、苦情窓口を障害のある本人に周知している。相談内容に応じて、場合によってはケアプランの見直しに反映させていることを聞き取った。</p> <p>障害のある本人の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援を行うため、内部研修として「おむつフィッター講座」を実施していることを「所内研修実施表」にて確認した。また、外部研修として高次脳機能障害の研修を職員が受講しており、専門的な学びを深めていることを聞き取った。</p> <p>A-2-(2) 個別支援計画に基づき、食事の提供・介助方法や入浴方法など、本人の心身の状況に応じて支援を行っていることを施設見学と聞き取りから確認した。</p> <p>A-2-(3) 障害のある本人の快適性と安心・安全に配慮した環境の確保のため、定期的な設備の点検が行われていることを聞き取った。また、一部の居住スペースを個室化するなど、それぞれの障害のある本人が過ごしやすいように対応と支援を行っていることを施設見学にて確認した。</p>				

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	52	① 障害のある本人の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	A	A
	A-2-(5) 社会生活を営むための支援	53	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援を行っている。	A	A
	A-2-(6) 健康管理・医療的な支援	54	① 障害のある本人の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	A	A
		55	② 医療的な支援について適切に提供（連携）する仕組みがある。	A	A

[自由記述欄]				
<p>A-2-(4) 障害のある本人の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練について、外部の作業療法士による訪問リハビリテーションが実施されていることを「令和4年度日中活動予定表」にて確認した。また、連携している病院でリハビリ計画が策定され、計画に基づいて実施していることを聞き取った。</p> <p>A-2-(5) 障害のある本人の希望と意向に応じて、スマートフォンの使い方を個別にレクチャーすることや施設内のWi-Fi環境を整備するなど、社会生活を営むための支援を行っていることを聞き取った。</p> <p>A-2-(6) 日常的な入浴場面において看護師が健康状態の把握を行っていることを聞き取った。体調変化等における迅速な対応について、「緊急時対応マニュアル」内「施設内事故及び疾病（救急対応）の場合」の項目で手順や対応について明記されていることを確認した。</p> <p>医療的な支援として、附属病院と連携しているほか、附属病院以外の病院への通院も職員が同行していることを聞き取った。また、「事故防止マニュアル『与薬マニュアル』」が策定され、服薬等の管理が適切に行われていることを確認した。</p>				

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
	A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	56	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	A	A

評価結果対比シート(障害)

A-2 生活支援	A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	57	①	障害のある本人の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	A	A
	A-2-(9) はたらくことや活動・生活する力への支援	58	①	障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援を行っている。	A	A
		59	②	障害のある本人に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	非該当	非該当

[自由記述欄]

A-2-(7) 地域生活への移行について、学習会を通じて障害のある本人の地域生活への意欲を高める支援を行っているほか、本人家族への働きかけにより、外出や外泊の機会を設けて家族内の関係づくりを支援していることを聞き取った。
 A-2-(8) 広報誌の発送や面会、コロナ禍以前に実施していた「家族交流会」を通じて、障害のある本人への生活や支援の状況の報告や、意見交換の機会を設けていることを確認した。「事故防止マニュアル」を策定し、その中で体調変化の際に家族等への報告・連絡ルールが明確にされていることを確認した。
 A-2-(9) 障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援として、外部の事業所への通所支援を行っている他、個別の希望や状況に応じて日中の活動の多様化を図り実施していることを聞き取った。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-3 就労支援	A-3-(1) 就労支援	60	① 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	非該当	非該当

[自由記述欄]

A-3-(1) 非該当